

緊急事態宣言に関する市民の皆様へのお願い

※この情報は4月15日現在の情報です。

4月7日、大阪府を含む7都府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。発令期間は5月6日(水)までです。発令期間中は次の2点を市民の皆様にご要請いたします。

- ①生活の維持に必要な場合を除き、原則として「外出自粛」
- ②生活の維持に必要な場合を除き、全ての「イベントの開催自粛」

大阪府からのお願い

生活必需物資を販売する施設(スーパーマーケット、薬局、ホームセンターなど)への休止要請は行いません。家族連れ等、大人数の来店を避け、入店人数を抑えるよう、ご協力ください。

夜間の繁華街への外出はしないでください。

3つの「密」を避けてください

生活の維持に必要な外出等の場合でも、次の3つの「密」が同時に重なる場を避けてください。



なお、感染拡大状況等により発令期間の延長等がある可能性があります。テレビや新聞、市ホームページ等で最新の情報をご確認の上、感染拡大防止への行動をお願いします。

市ホームページ <https://www.city.katano.osaka.jp/>

緊急事態措置にかかるコールセンター

大阪府が府民や事業者からの問い合わせにお答えするコールセンターを設置しています。

電話番号 06-4397-3299 受付時間 月～金曜日 9:00～18:00(祝日を除く)

新型コロナウイルス感染を防ぐには

感染経路は、咳やくしゃみ等のしぶきによる「飛沫感染」、ウイルスに触れた手で鼻や口元を触ることによる「接触感染」が中心です。上記の要請に基づく外出自粛に加え、次のことを徹底し、感染防止に努めてください。

- ①手洗いの徹底 帰宅時や料理・食事の前などに、こまめに石けんと流水で20～30秒かけて指と指の間や手の甲、手首まで十分に洗いましょう。
- ②咳エチケットの徹底 マスクは咳やくしゃみによるウイルスの飛び散りを防ぎます。マスクが無いときは、ハンカチやティッシュ、それもなければ袖口で口元を覆い、人のいる方向から顔を背けましょう。

新型コロナ受診相談センター

次の症状がある人はご相談ください。相談の結果、感染の疑いがある場合は、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

- ▷風邪の症状や37.5℃前後の発熱が4日程度続いている。(高齢者・妊婦・基礎疾患がある方は2日程度)
- ▷強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

電話番号 06-7166-9911 FAX番号 06-6944-7579(土・日曜日、祝日を含め終日つながります)

なお、上記の症状がない人の健康相談は、府民向け相談窓口(☎06-6944-8197 ☎06-6944-7579)をご利用ください。

正確な情報に基づき、冷静な対応をお願いします

「新型コロナの影響で〇〇が買えなくなる」や「〇〇さんが新型コロナウイルスに感染した」等、インターネット等では新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな情報が流れていますが、中には事実と異なる情報もあります。厚生労働省や大阪府、交野市などから発信される正確な情報に基づき、冷静な対応を心がけていただきますようお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う、転入・転居等の住民異動の届け出期間

転入・転出・転居・世帯変更等の届け出は、事由が生じた日から14日以内に手続きが必要ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために外出を控えている場合は、14日を過ぎても正当な理由があったものとして、通常通り手続きをいたします。

※転入・転居・世帯変更等に伴い必要となる手続き(各種手当や助成、保険等)がある場合は、それらの手続き期間については、それぞれの窓口・機関での取り扱いになりますので、別途担当窓口・機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響により納付や支払いが困難な人はご相談ください

【市税・保険料の猶予制度】

次のようなケースに該当し納付が困難な場合は、猶予制度がありますので、各担当にお問い合わせください。

- ①納税・納付者本人または生計を同じにする家族が、新型コロナウイルスに感染した
- ②新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や資産を廃棄した
- ③納税・納付者が営む事業について、新型コロナウイルス感染症の影響でやむを得ず休業した
- ④納税・納付者が営む事業について、新型コロナウイルス感染症の影響で著しい利益減少・損失を受けた

項目	問い合わせ
市府民税、固定資産税・都市計画税 軽自動車税(種別割)、法人市民税	税務室 ☎ 892-0121
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料	医療保険課 ☎ 892-0121
介護保険料	高齢介護課 ☎ 893-6400

【水道料金・下水道使用料の支払いに関する相談】

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したなどの事情で、期限内の支払いが困難な人は、支払いに関する相談に応じます。

☎水道局 ☎ 891-0016

新型コロナウイルス感染拡大に便乗した悪質商法等にご注意ください

新型コロナウイルスの消毒と偽り、下水道の消毒・清掃を勧めるなど、感染拡大に便乗した消費者トラブルが全国的に発生しています。次のことに注意し、被害を防ぎましょう。

- ▷見覚えのないSMSやメールのURLは開かないようにしましょう
- ▷不審な電話がかかってきたら、すぐに切りましょう

また、来訪の申し出があつたり、契約を迫られた場合は、その場で決めずに家族や警察、消費生活センターに相談してください。